

事務連絡
平成16年7月8日

各支部・部会事務局長 様

社団法人 熊本県建設業協会
事務局長 藤 本



建設工事受注者に対する不当要求事案周知について (お願い)

このことについて、別添のとおり熊本県暴力追放協議会より「建設工事受注者に対する不当要求事案」について周知依頼がありましたのでお知らせいたしますと共に、会員各位に御周知いただきますようお願い申し上げます。

平成16年7月8日

熊本県建設業協会 様

熊本県暴力追放協議会

建設工事受注業者に対する不当要求事案について

最近、当協議会に寄せられた相談事案で貸協会会員様に関係あるみだしの事案が多発していますので、参考までお知らせいたします。なお、当協議会としては、下記のような内容で相談者にアドバイスしていますので、できれば貴協会員の皆様にお知らせしていただき不当要求の未然防止に役立てていただければ幸いです。

記

最近、県内で建設工事（公共工事、民間工事）を受注した建設業者に対し、「全国同和会」の組織・役職を自称して高額な図書や現場プレハブ事務所のリース契約を強要する事案が多発し、当協議会に具体的な対応要領の相談が多数寄せられています。

このため、当協議会としては、いかなる相手であろうとも図書の購入や寄付金、リース契約、下請契約などは当事者の自由な判断によるべきであり、必要がないものや協力できないもの契約できないものは「はっきりと断る」ようにアドバイスしているところです。ところが、相手から執拗に購入や契約を迫られたり、脅迫ともとれるような言動をされたりする事案もあり、中には発注者側である自治体の職員に対してその地位を利用する意図で「そちらから連絡を取り私に電話をするように」などと強く要請するなどの悪質かつ不当な要求が相次いでいます。

これらの行為はえせ同和行為とみられますが、これらに対する基本姿勢は、違法・不当な要求は断固として拒否することにあります。応ずることのできない違法・不当な要求を拒否するのは当然のことであって、たとえその要求が同和問題の名目で行われても結論は同じです。脅しを恐れ安易な妥協をすることのないように最初から一貫して毅然とした態度で対応するようにしてください。また、このような不当要求があった場合は、早めに当協議会にご相談ください。